

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その1)

税 目	課 税 標 準		昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度						
市 民 税	個 人	均等割	800円	700円	700円	700円	600円（府税100円）						
		所得割-前年において納付すべき所得税額	18%	18%	18%	18%	13%（同上 5%）						
	法 人	均等割	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円（同上600円）						
		法人税割-法人税額	-	創設 15%	（昭27.1.1以降 決算分）12.5%	12.5%	（昭29.4.1以降決算分）7.5%（同上 5%）						
固 定 資 産 税 （ 目 的 税 ）	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格		土地、家屋 償却資産	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%					
都市計画税			土地、家屋	-	-	-	-	-					
自 転 車 税	2 輪 車	1台に付年額	200円	200円	200円	200円	自 転 車 荷 車 税	2 輪 車	200円				
	3 輪 車	同 上	300円	300円	300円	300円		3 輪 車	300円				
	原動機付2輪車	同 上	-	-	400円	400円		原動機付2輪車	400円				
	〃 3輪車	同 上	-	-	500円	500円		〃 3輪車	500円				
荷 車 税 〔自転車〕 〔荷車税〕	荷 積 牛 馬 車	1台に付年額	800円	800円	800円	800円	荷 車	荷 積 牛 馬 車	800円				
	荷 積 大 車	同 上	400円	400円	400円	400円		荷 積 大 車	400円				
	リヤカーその他	同 上	200円	200円	200円	200円		リヤカーその他	200円				
							（別に月割課税を創設） 昭29.4.1より両税統合						
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格		-	-	-	-	（創設）10/115（府税5/115）						
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%	10%	10%	10%	10%						
広 告 税 （宣伝広告税）	1号広告	（交通運輸機関又は交通運輸業の設備によるもの）	広告料金	20%	20%	法定 20%	20%	1号広告	〔ネオン サイン 電光等〕	1個の表示面積 1坪迄毎に月額	特等地	100円	
	2号広告	（映画、気球、電気、音響設備等）	同上	20%	20%	20%	20%				1等地	70円	
	3号広告	（立・掛看板、のぼり、旗）	1個、1坪又はその端数に付	60円	60円	60円	60円				2等地	50円	
	4号広告	（ポスター）	1個に付	6円	6円	6円	6円				3等地	30円	
	5号広告	（電柱又はこれに類するもの）	1個に付月額	特等地	30円	30円	30円	30円	2号広告	（建植看板、額面広告等）	同上	特等地	100円
				1等地	20円	20円	20円	20円				1等地	70円
				2等地	15円	15円	15円	15円				2等地	50円
	6号広告	（建植看板、額面広告、どん帳、引幕、照明等）	1坪又は端数に付月額	3等地	10円	10円	10円	10円	3号広告	（立・掛・置看板等）	同上	60円	
				特等地	100円	100円	100円	100円	4号広告	（ポスター）	1個に付	6円	
				1等地	70円	70円	70円	70円	5号広告	（電柱広告等）	1個に付月額	特等地	30円
2等地	50円	50円	50円	50円	1等地	20円							
3等地	30円	30円	30円	30円	2等地	14円							
7号広告	（電話番号記入表によるもの）	広告料金	20%	20%	20%	30%	6号広告	（ちらしによるもの）	千個又は端数に付	50円			
8号広告	（ちらしによるもの）	千個又は端数に付	50円	50円	50円	7号広告					（映画、気球、音響施設）	宣伝広告料金の	20%
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		3%	昭26.8.31まで 3% 昭26.9.1から 4%	4%	4%	4%						
鉦 産 税	鉦物又は砂鉦の価格		1%	1%	〔課税対象消滅のため廃止〕								
接 客 人 税	芸妓及びこれに類する接客人 その他の接客人		400円 200円	400円 200円	（昭27.8.1より廃止）								

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その2)

税 目	課 税 標 準		昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度
市 民 税	個 人	均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額	600円（府税 100円） 13%（同上 5%）	600円（府税100円） 15%（同上 5.5%）	600円（府税100円） 15%（同上 6%）
	法 人	均等割 法人税割-法人税額	2,400円（同上 600円） 昭30.6.30以前 7.5% （同上 5%） 昭30.9.30以前 7.5% （同上 5.3%） 昭30.10.1以後 8.1% （同上 5.4%）	2,400円（同上600円） 8.1%（同上 5.4%）	2,400円（同上600円） 8.1%（同上 5.4%）
固定資産税	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格	土地、家屋 償却資産	1.4%	1.4% ○国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度を創設	1.4%
（ 目 的 税 ） 都市計画税		土地、家屋		0.1% （創設） ○旧茨田町、旧長吉村を除く	0.2%
自 転 車 荷 車 税	自 転 車 荷 車 2 輪 車 3 輪 車 原動機付2輪車 〃 3輪車 荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他 （別に月割課税を創設）		200円 300円 400円 500円 800円 400円 200円	自 転 車 荷 車 原動機付（1種） 総排気量0.05ℓ又は 定格出力0.6kw以下 原動機付（2種） 同上の超 その他 荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他 500円 1,000円 200円 800円 400円 200円	500円 1,000円 200円 800円 400円 200円
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格		10/115（府税5/115）	9/100（府税8/100）	9/100（府税8/100）
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%	10%	10%
宣伝広告税	1号広告	ネオン サイン 電光等	1個の表示面積1坪迄毎に月額	特等地	100円
				1等地	70円
				2等地	50円
				3等地	30円
	2号広告	（建植看板、額面広告）	同上	特等地	100円
				1等地	70円
				2等地	50円
				3等地	30円
	3号広告	（立・掛・置看板等）	同上	60円	60円
	4号広告	（ポスター）	1個に付	6円	6円
5号広告	（電柱広告等）	1個に付月額	特等地	30円	
			1等地	20円	
			2等地	15円	
			3等地	10円	
6号広告	（ちらしによるもの）	千個又は端数に付	50円	50円	
7号広告	（映画、気球、音響施設）	宣伝広告料金	20%	20%	
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		4%	4%	4%

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その3)

税 目	課 税 標 準		昭和33年度	昭和34・ 35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度
市 民 税	個 人	均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額の (昭和36年まで、37年度以降は課税総所得 金額等)	600円 (府税100円) 18.5% (府税7.5%)	600円(府税100円) 20%(府税8%)		600円(府税100円) 2%～14%の超過累進税率 (府税、2%と4%の超過累進税率)				
		均等割 法人税割-法人税額	2,400円(府税600円) 8.1%(府税5.4%)					2,400円(府税600円) 8.4%(府税5.5%)	2,400円(府税600円) 8.9%(府税5.8%)	
固 定 資 産 税	当該年度の初日の属する年の 1月1日現在における価格		土地、家屋 償却資産	1.4%						
土地 家屋			0.2%							
軽 自 動 車 税	・原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6kw以下) 2種(同上の超) ・軽自動車及び小型特殊自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗 用 貨物用 2輪の小型自動車 (別に月割賦課税及び月割還付)		(創設) <							

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その4)

税目	課税標準	昭和42・43年度	昭和44年度	昭和45～47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度		
市 民 税	個人均等割	600円(府税100円)						1,700円(府税300円)				
	所得割・・・総所得金額等	2%～14%の超過累進税率						2%～14%の超過累進税率				
	法人均等割	資本金1,000万円以下 2,000円 " 1,000万円超 4,000円						① 資本金1,000万円以下 7,200円 8,000円 ② " 1,000万円超 12,000円 24,000円 (③を除く) ③ 資本金1億円超 24,000円 80,000円 従業者100人超	① 資本金50億円超 { 従業者 100人超 800,000円 " 100人以下 80,000円 ② 資本金10億円超 { 従業者 100人超 400,000円 50億円以下 " 100人以下 80,000円 ③ 資本金1億円超 { 従業者 100人超 80,000円 10億円以下 " 100人以下 24,000円 ④ 資本金1,000万円超 24,000円 1億円以下 ⑤ ①～④以外 8,000円			
	法人税割・・・法人税額	8.9%(府税5.8%)		9.1%(府税5.6%)		12.1%(府税5.2%)		14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))				
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%										
都市計画税		0.2%								0.3%		
軽自動車税	①原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下) 2種(同上の超)	500円 1,000円	500円 1,000円				①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 650円 " 0.05ℓ超0.09ℓ以下 1,000円 " 0.09ℓ超 1,300円					
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 — 1,500円 3,000円 2,500円	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 1,500円 1,500円 3,000円 2,500円				②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪以上のもの 自家用(営業用) 乗用 5,900円(5,200円) 貨物用 3,300円(2,900円) その他 2,000円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 3,900円 ③2輪の小型自動車 3,300円					
	市たばこ消費税	市内売渡し本数×全国平均小売単価	18.1%(府税10.3%)									
	電気税	電気料金	7%			6%	5%					
	ガス税	ガス料金	7%			6%	4%	3%	2%			
	特別土地保有税	保有分・・・取得価格 取得分・・・				(創設) 1.4% (創設) 3%						
	商品切手発行税	商品切手の発行額	4%									
	宣伝広告税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ									
	事業所税	資産割・・・事業所床面積						(創設) 1㎡につき 300円				
		従業者割・・・支払給与総額						0.25%				
新增設分・・・新增設事業所床面積							1㎡につき 5,000円					

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その5)

税目	課税標準	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度
市 民 税	個人均等割	1,700円(府民税300円)	2,000円(府民税500円)				
	所得割・・・総所得金額等	2%～14%の超過累進税率	2%～14%の超過累進税率				
	法人均等割	① 資本金50億円超 { 従業者 100人超 800,000円 〃 100人以下 80,000円 ② 資本金10億円超 { 従業者 100人超 400,000円 50億円以下 〃 100人以下 80,000円 ③ 資本金1億円超 { 従業者 100人超 80,000円 10億円以下 〃 100人以下 24,000円 ④ 資本金1,000万円超 1億円以下 24,000円 ⑤ ①～④以外 8,000円	① 資本等の金額が50 50人超 年額 1,200,000円 ① 資本等の金額が50 50人超 3,000,000円 億円を超える法人 50人以下 年額 160,000円 億円を超える法人 50人以下 400,000円 ② 資本等の金額が10 50人超 年額 700,000円 ② 資本等の金額が10 50人超 1,750,000円 億円を超え50億円以 50人以下 年額 160,000円 億円を超え50億円以 50人以下 400,000円 下である法人 下である法人 ③ 資本等の金額が 50人超 年額 160,000円 ③ 資本等の金額が 50人超 400,000円 1億円を超え10億円 50人以下 年額 60,000円 1億円を超え10億円 50人以下 150,000円 以下である法人 以下である法人 ④ 資本等の金額が 50人超 年額 60,000円 ④ 資本等の金額が 50人超 150,000円 1,000万円を超え1 50人以下 年額 48,000円 1,000万円を超え1 50人以下 120,000円 億円以下である法人 億円以下である法人 ⑤ 資本等の金額が 50人超 年額 48,000円 ⑤ 資本等の金額が 50人超 120,000円 1,000万円以下の法人 50人以下 年額 16,000円 1,000万円以下の法人 50人以下 40,000円 ⑥ 上記①～⑤に掲げる法人以外の法人等 40,000円				
	法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))					14.7%(不均一課税)(府税6.0%(不均一課税))
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%					
都市計画税		0.3%					
軽自動車税	①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 700円 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下 1,100円 〃 0.09ℓ超 1,450円 ②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 2,200円 3輪のもの 2,850円 4輪以上のもの 自家用(営業用) 乗 用 6,500円(5,200円) 貨物用 3,650円(2,900円) その他 2,200円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 4,300円 ③2輪の小型自動車 3,650円						1,000円 1,200円 1,600円 2,400円 3,100円 自家用(営業用) 7,200円(5,500円) 4,000円(3,000円) 2,400円 1,600円 4,700円 4,000円
市たばこ消費税	市内売渡し本数×全国平均小売単価(60年度以降) 市内売渡し小売定価及び本数	18.1%(府税10.3%)					
電気税	電気料金	5%					
ガス税	ガス料金	2%					
特別土地保有税	保有分・・・取得価格 取得分・・・	1.4% 3%					
商品切手発行税	商品切手の発行額	4%					
宣伝広告税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ					
事業所税	資産割・・・事業所床面積 従業者割・・・支払給与総額 新增設分・・・新增設事業所床面積	1㎡につき 300円 0.25% 1㎡につき 5,000円	1㎡につき 500円 0.25% 1㎡につき 6,000円				

(1) 大阪市税の税率変遷(その6)

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その7)

税目	課税標準	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
市 民 税	均等割	3,000円(府民税1,000円)		3,000円(府民税1,000円)								3,000円 (府民税1,000円)	
	個人所得割・・・総所得金額等	3%～12%の超過累進税率		3%～10%の超過累進税率								6%(府民税4%)	
	法人均等割	① 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円									
		② 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下	410,000円									
		③ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	1,750,000円									
		④ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下	410,000円									
		⑤ 資本等の金額が1,000万円以下である法人	50人超	400,000円									
		⑥ 上記①～⑤に掲げる法人以外の法人等	50人以下	160,000円									
				400,000円									
				150,000円									
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%											
都市計画税		0.3%											
軽自動車税	①原動機付自転車												
	総排気量0.05ℓ以下	1,000円											
	〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	1,200円											
	〃 0.09ℓ超	1,600円											
	ミニカー	2,500円											
	②軽自動車及び小型特殊自動車												
	ア 軽自動車												
	2輪のもの	2,400円											
	3輪のもの	3,100円											
	4輪以上のもの	自家用 (営業用)											
	乗 用	7,200円 (5,500円)											
	貨物用	4,000円 (3,000円)											
	その他	2,400円											
	イ 小型特殊自動車												
農耕作業用	1,600円												
その他	4,700円												
	③2輪の小型自動車	4,000円											
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき2,434円		1,000本につき2,668円				1,000本につき2,977円			1,000本につき3,298円		
特別土地保有税	保有分・・・取得価格	1.4%											
	取得分・・・	3% ※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止											
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円							同左				
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%							同左				
	新增設分・・・新增設事業所床面積	1㎡につき 6,000円							廃止				

(1) 大阪市税の税率変遷(その8)

特 別 土 地 保 有 税	保有分・・・取得価格 取得分・・・ "	1.4% 3%	※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止
事 業 所 税	資産割・・・事業所床面積 従業者割・・・支払給与総額	1㎡につき 600円 0.25%	
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき		150円

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その9)

税目	課税標準	令和元年度
市 民 税	個人均等割	3,500円(府民税1,800円)
	所得割・・・総所得金額等	8%(府民税2%)
	法人均等割	①(1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの 50,000円 (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 50人以下 50人超 ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人 50,000円 120,000円 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 130,000円 150,000円 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 160,000円 400,000円 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 410,000円 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人 410,000円 3,000,000円
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税)(府税2.0%(不均一課税))
	固定資産税	1.4%
都市計画税	賦課期日現在の価格	0.3%
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税 ②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和2年9月30日に取得したもの 自家用 (営業用) ア 乗用車 平成32(令和2)年度燃費基準+10%達成 非課税 (非課税) 〃 〃 〃 〃 * 非課税 (0.5%) 平成27年度燃費基準+10%達成 * 1.0% (1.0%) 上記以外の車両 * 1.0% (2.0%) イ 貨物車 平成27年度燃費基準+20%達成 非課税 (非課税) 〃 〃 〃 〃 +15%達成 1.0% (0.5%) 〃 〃 〃 〃 +10%達成 2.0% (1.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%)
	種類別 ①原動機付自転車	
	総排気量0.05ℓ以下	2,000円
	〃 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	2,000円
	〃 〃 0.09ℓ超	2,400円
	ミニカー	3,700円
	②軽自動車及び小型特殊自動車	
	ア 軽自動車	* 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両
	2輪のもの	3,600円
	3輪のもの	* 3,900円
	4輪以上のもの	自家用 (営業用)
	乗用	* 10,800円 (* 6,900円)
	貨物用	* 5,000円 (* 3,800円)
	その他	3,600円
	イ 小型特殊自動車	
	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
	③2輪の小型自動車	6,000円
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき5,692円
事業所税	資産割・・・事業所床面積 従業者割・・・支払給与総額	1㎡につき 600円 0.25%
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷（その10）

備 考

昭和37年度から令和元年度までの市民税（所得割）の税率は次のとおりである。
所得割の税率（平成18年度までは超過累進税率）

税率	（昭和37年度）	（昭和38年度）	（昭和48年度）	（昭和56～59年度）
2%	10万円以下	15万円以下	30万円以下	30万円以下
3%	10万円超	15万円超	30万円超	30万円超
4%	20万円超	40万円超	50万円超	45万円超
5%	50万円超	70万円超	80万円超	70万円超
6%	100万円超	同左	110万円超	100万円超
7%	150万円超		150万円超	130万円超
8%	250万円超		250万円超	230万円超
9%	400万円超		400万円超	370万円超
10%	600万円超		600万円超	570万円超
11%	1,000万円超		1,000万円超	950万円超
12%	2,000万円超		2,000万円超	1,900万円超
13%	3,000万円超		3,000万円超	2,900万円超
14%	5,000万円超		5,000万円超	4,900万円超

（昭和60～62年度）		（昭和63年度）		（平成元年～2年度）		（平成3～6年度）	
2.5%	20万円以下	3%	60万円以下	3%	120万円以下	3%	160万円以下
3%	20万円超						
4%	45万円超						
5%	70万円超	5%	60万円超				
6%	95万円超						
7%	120万円超	7%	130万円超				
8%	220万円超	8%	260万円超	8%	120万円超	8%	160万円超
9%	370万円超						
10%	570万円超	10%	460万円超				
11%	950万円超	11%	950万円超	11%	500万円超	11%	550万円超
12%	1,900万円超	12%	1,900万円超				
13%	2,900万円超						
14%	4,900万円超						

（平成7・8年度）		（平成9・10年度）		（平成11～18年度）		（平成19～29年度）	
3%	200万円以下	3%	200万円以下	3%	200万円以下	6%	
8%	200万円超	8%	200万円超	8%	200万円超	（平成30年度～）	
11%	700万円超	12%	700万円超	10%	700万円超	8%	